

# 【 給与支払報告書（総括表）の記入漏れが多いところ 】

6

## 給与支払報告書(総括表)

指定番号

令和6年 月 日提出

給与の支払期間	令和 年 月分から 月分まで	
給与支払者の 個人番号 又は法人番号	(個人番号は右節で 記載してください。)	
フリガナ	事業種目	<b>注①</b>
給与支払者の 氏名又は名称	受給者 総人員	
所得税の源泉徴収 をしている事務所 又は事業の名称	報 告 人 員 の 合 計	<b>注②</b>
フリガナ	特別徴収者 人	
同上の所在地	普通徴収者 〔選業者〕 人	<b>注②</b>
	普通徴収者 〔選業者を広く〕 人	
給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名	員 数 の 合 計	<b>注②</b>
	所 務 署 名	税務署
連絡者の氏名、 所属課、係名 及び電話番号	課 係	給与の支払方法 及びその期日
	氏名 (電話 )	
関与税理士等 の氏名及び 電話番号	氏名 (電話 )	納入書の送付 必要・不要

個人別明細書1枚に総括表を添えて提出してください。

提出期限 令和6年1月31日

(市町村提出用)

下の表に挙げている点は、例年記入漏れなどが多く課税事務に支障をきたすことがありますので、特にご注意いただくようお願いいたします。

記入漏れなどが多いところ	記入箇所 (上図)	チェッ ク欄
受給者総人員・報告人員を記入しましたか？ ※受給者総人員は、 <u>事務所（事業所）全体の従業員数</u> です。	注①	<input type="checkbox"/>
普通徴収該当者については、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に <u>該当理由記号</u> 又は <u>理由</u> を記入しましたか？ ※普通徴収切替理由書を使用する場合は、省略できます。	注②	<input type="checkbox"/>

# 【 給与支払報告書（総括表）の提出に関する注意 】

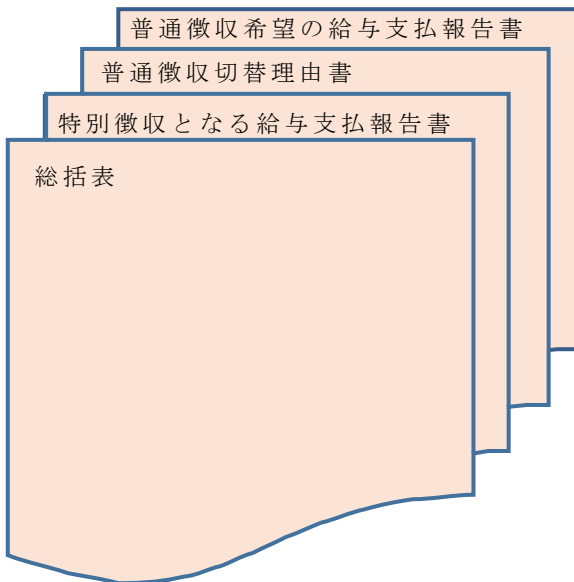
豊川市を含む東三河8市町村では、受給者総人員が3名以上かつ豊川市在住の従業員が在籍する事業者を特別徴収義務者として指定します。ただし、下記に該当する者は普通徴収にすることができますので、必ず給与支払報告書の摘要欄に下記の該当理由記号（普A～普F）又は普通徴収切替理由を記載してください。

- 普A：受給者総人員（普Bから普Fの該当者を除く）が2名以下
- 普B：他の事業所で特別徴収として扱う乙欄該当者
- 普C：毎月の給与が少なく税額が引けない
- 普D：給与の支払いが不定期（給与が毎月支給されない）
- 普E：普通徴収として扱う事業専従者（個人事業主のみ該当）
- 普F：退職者・休職者又は5月末日までに退職予定・休職予定の者

普通徴収切替理由書（兼仕切紙）を普通徴収希望の給与支払報告書の前に挟んでいただいても構いません。ただし切替理由書の理由記号ごとの人数と合計人数、添付していただく普通徴収希望の給与支払報告書と枚数（人数）が一致するようにしてください。人数が一致しない場合は、特別徴収になる可能性がありますのでご注意ください。

## 参考

《普通徴収切替理由書を使用した提出時の綴り方》



普通徴収切替理由書(兼仕切紙)			
市町村名	豊川市	指定番号	
給与支払者の氏名又は名称			
理由記号	普通徴収切替理由	人数	
普A	受給者総人員(普Bから普Fの該当者を除く)が2名以下	人	
普B	他の事業所で特別徴収として扱う乙欄該当者	人	
普C	毎月の給与が少なく、税額が引けない	人	
普D	給与の支払いが不定期(給与が毎月支給されない)	人	
普E	普通徴収として扱う事業専従者(個人事業主のみ該当)	人	
普F	退職者・休職者又は5月末日までに退職予定・休職予定の者	人	
合計(普通徴収報告人数)		人	
<small>※ 上記の理由に該当する場合のみ普通徴収とすることができます。                  ※ 普通徴収とする場合は、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄へ、該当する理由記号(「普A」など)を記載してください。                  ※ 普通徴収切替理由書の添付がなく、摘要欄への理由記号の記載もない場合は、特別徴収として取り扱います。(退職者及び乙欄該当者を除く)</small>			
<small>該当する理由記号(普A～F)を記載してください。</small> (例) 普E 青色専従者	社会保険料等の金額 円 千 円 円	生命保険料の控除額 円 千 円	地震保険料の控除額 円 千 円
	<small>※職員使用欄</small> 点検		

普通徴収切替理由書が必要な方は、送付希望のご連絡をいただくか、当市ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

○豊川市ホームページからのダウンロード手順

トップページ → くらし・手続き → 税 → 個人市県民税 → 令和6年度給与支払報告書の提出について